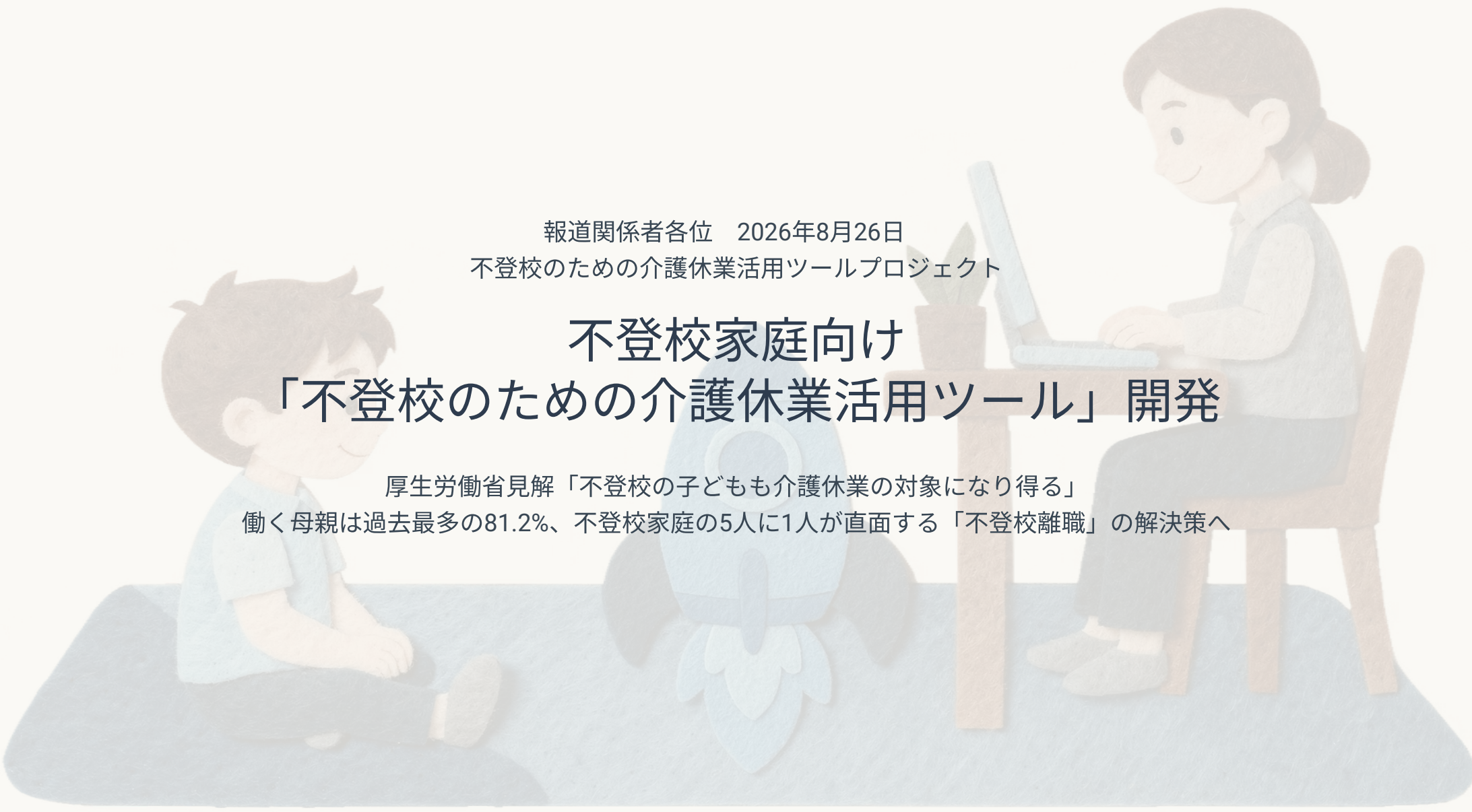




報道関係者各位 2026年8月26日
不登校のための介護休業活用ツールプロジェクト

不登校家庭向け 「不登校のための介護休業活用ツール」開発

厚生労働省見解「不登校の子どもも介護休業の対象になり得る」
働く母親は過去最多の81.2%、不登校家庭の5人に1人が直面する「不登校離職」の解決策へ

【リリースのポイント】

社会課題

不登校児童生徒は35万人と過去最多。不登校の保護者の5人に1人は「不登校離職」に直面

国の見解

厚労省は、不登校も状態によって「介護休業の対象」に含まれうると見解を示し制度活用等に資する周知に取り組んでいる

制度の壁

「介護休業は高齢者向け」「診断書が必須」といった誤解が多く、こどもに対する「状態基準」の適合の不明確さも利用の障壁

解決策

専門家監修のもと、不登校に特化した「状態の例示」を含む「介護休業活用ツール」を開発。法に準拠した申請書などをLINEから自動生成可能

今後

ツール公開に合わせ、サイボウズ株式会社や自治体などとも連携し、官民一体で不登校離職防止に向けた周知活動を展開予定

◎不登校のための介護休業活用ツール

<https://lin.ee/n9SxptB>

◎不登校のための介護休業活用ツールHP

<https://futoko-online.jp/futoko-kyugyo/>

本資料に関する連絡先：「不登校のための介護休業活用ツールプロジェクト」連絡先

media@kizuki.or.jp

【リリースの趣旨】

小中学校における不登校児童生徒数は35万人を超え12年連続で増加。一方で不登校の保護者も、仕事と不登校対応の両立に悩み、離職に追い込まれる「不登校離職」は深刻な社会課題となっています。

「不登校のための介護休業活用ツールプロジェクト」（発起人：石井しこう、Branch・中里祐次、キズキ共育塾）は、育児・介護休業法で定められた介護休業を不登校家庭でもスムーズに活用できるよう、申請フォーマットや勤務先への説明書などをまとめた「**不登校のための介護休業活用ツール**」を開発しました。

本ツールは、LINEで必要情報を記入するだけで、法律に準拠した申請書と勤務先への説明書等がPDFで作成されます。最大の壁であった「子どもが介護状態の基準に当てはまるかわからない」という課題に対しても、**専門家が法律の趣旨を汲んで不登校向けの「例示」を開発し搭載**しました。

また、厚生労働省、文科省に認識をうかがったところ、不登校離職を課題としていることを確認しました。本プロジェクトは、サイボウズ株式会社や自治体とも連携しながら、官民一体となった就業継続支援を開始いたします。

1. 開発背景： 小学生不登校の増加 働く母親が81.2%

昨今の不登校の状況で特筆すべきは「小学生不登校」の増加です。過去10年間で小学生の不登校は5倍に増加。学年別でみると「小学校1年生（1,332人→8,738人／6.5倍）」「小学校2年生（2,099人→1万4,125人／6.7倍）」と、日中の見守りが不可欠な低学年での不登校が増加しています。

一方で、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2026年7月）によれば、18歳未満の子どもを持つ母親の就業率が**81.2%と過去最高**を記録。朝になってみないと子どもの状態が読めない不確実性や、自宅での常時見守りの必要性から、民間団体の調査では**不登校の保護者の約5人に1人が「離職を余儀なくされた」という実態が浮き彫りになりました。**

「不登校離職」5人に1人の母親が退職

特定非営利活動法人キーデザイン・2026年7月

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000061.000121890.html>

母親が働く世帯は81%超に 過去最高

N H K ・ 2026年7月<https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015177801000>

2. 行政の動き： 厚生労働省の見解と国会答弁

国も「不登校離職」を雇用課題として認識しています。参議院厚生労働委員会において厚労大臣は以下のように述べています。また、本プロジェクトが厚生労働省に見解を求めたところ、制度周知の必要性について以下のように見解を示されました。

「不登校を契機に保護者が望まない離職に追い込まれることがあるのは大きな問題」（上野厚労大臣・2026/6/9）

介護休業制度の周知に対する厚生労働省の見解

- 介護休業制度の対象となる家族には、父母や配偶者だけでなく、子どもや孫も含まれます。不登校の子どもについても、その状態によっては、育児・介護休業法における「常時介護を必要とする状態」に該当する場合があります。一方で、不登校をきっかけに、その保護者が仕事との両立に悩み、望まない離職に至ることも課題として認識しています。厚生労働省では、不登校に関する支援策や相談窓口の案内と併せて、介護休業制度等を利用できる場合があることを周知しています。介護休業制度が広く正しく知られることは、不登校の子どもを支える保護者をはじめ、家族を支えながら働きたい方の就業継続を後押しするものと考えています。

文部科学省の見解と国会答弁

介護休業制度と不登校に関する文部科学省の見解

□ 1. 不登校に伴う保護者の就業への影響について

不登校に伴う保護者の就業への影響について 文部科学省としては、子どもの不登校に伴い、保護者が付き添いや見守りのために仕事との両立が困難となり、休職や離職に追い込まれる状況が指摘されていることについて、深刻に受け止めております。

2. 関係部局との連携について

文部科学省としては、不登校支援においては児童生徒本人への支援だけでなく、保護者への支援も重要と考えており、不登校児童生徒の保護者等の支援体制を強化するために必要な経費を補助するなどしています。

3. 介護休業制度の誤解と正しい理解

よくある誤解（活用の障壁）	育児・介護休業法に基づく「正しい理解」
介護休業は親や祖父母にしか使えない	子どもや孫も対象家族に含まれます
診断書がなければ介護休業を開始できない	診断書は必須ではなく、学校、同僚などによる 申立書でも代用可能 。診断書がないことのみをもって休業を拒むことはできません。
1回しか使えない	対象家族ごとに 通算93日・最大3回まで分割取得 が可能
アルバイトやパートは使えない	一定の法的な要件を満たせば、 雇用形態に関わらず使用可能 です
就業規則にないから使えない	法律で定められた権利のため、 就業規則の有無に関わらず 、勤務先が介護休業を認めれば国から給付金が支払われます
休業中は無収入になる	休業前給与の原則67%が「介護休業給付金」として国から支給（※）

※ただし期間を定めて雇用される労働者については、休業開始予定日から93日経過する日から6か月を経過する日までに、労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかでないことなどの法的な要件があります。また、企業が労使協定に特定の定めがある場合、「入社1年未満の労働者」や「週所定労働日数が2日以下の労働者」は対象外となることがあります。

- **企業の義務とメリット**：育児・介護休業法の改正（2025年4月1日）により介護休業に関する制度の周知等は事業主の義務となっています。また、対象者が介護休業を取得し復帰した場合には、中小企業向けの助成金の支給対象となる場合があります。

4. 開発ツールについて： 不登校向けの例示、説明書、申立書

介護休業を取得するもう一つのハードルは、「2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態」の判断基準が、「不登校」の状態に合致しづらい点にあります。本ツールでは、不登校の専門家や社労士、精神科医などの専門家が監修し、不登校家庭の実態に合わせた「例示」を開発しました。

<ツール内で確認する状態の例（一部抜粋）>

登校の可否など二択の問いかけであっても自らの判断を示せない

対人恐怖などがあり親以外との意思疎通ができない

予定変更や環境変化などにより強い不安や混乱が生じ、生活に支障が生じる

手順や習慣への強いこだわりにより、日常生活に支障が生じる

ただし、判断基準に厳密にとらわれず「個別の事情に応じた適切な対応」を国は求めています。本ツールの例示は、あくまで保護者と企業が対話するための「参考」です。また、これまで「診断書がなければ介護休業は取得できない」という誤解がありましたが、医師の診断書は必須ではありません。学校、カウンセラー、同僚などの第三者による「要介護状態に関する第三者による申立書」もツールに添付されています。

5. 不登校離職 実際のケース：

各ケースは個別取材対応可能です 連絡先：media@kizuki.or.jp（キズキ共育塾・伊藤宛）

本ツールのベースとなったヒアリング調査から、実態を象徴する4つの事例をご紹介します。記者会見に登壇する河合佐和さんほか、4人は個別取材が可能です。希望者をご連絡ください。



【自営業への転換を余儀なくされた例】河合佐和さん
(40代・精神科医・名古屋市)

シングルマザーとして勤務医をしていた当時、長女が小1で不登校に。外来診療を急に休めず、留守番のできない長女を職場へ連れて行くも苦情が出て精神的に限界を迎える。周囲からは「仕事を辞めろ」と言われるが、2021年に自らクリニックを開業。親子のペースで働ける環境を自ら作った。「当時、この制度を知っていれば違う選択ができた」と振り返る。

【会社に放置された例】 Aさん
(40代・広報職・従業員50～299人規模)

長男が小5で完全に登校できなくなり、対人恐怖や自傷の恐れから常時見守りが必要に。自ら人事に介護休業を相談するも「該当する制度がないため検討する」と言われたまま1年以上未回答で放置される。有給消化や残業などでカバーするなど「綱渡りの状態が続いた」と語っている

【却下され自身が休職した例】
Bさん (40代・元エンジニア・外資系大企業)

長男が小3でASDと診断されパニックによる暴走があり、在宅勤務でも常時見守りが必要に。会社へ介護休業を申請したが「ASDは理由にならない」と却下される。無理して仕事と子ども見守りを両立させようとした結果、母親自身が抑うつ状態となり、1年間の傷病休職へ。復職後は社の独自制度で事務職へ転換し離職は免れた。

【介護休業が取得できた事例】 Cさん
(40代・公務員・東京都内役所勤務)

長男が小2から完全不登校。「俺を殺せ」と叫ぶ激しいパニックが毎日続き、自身もうつ状態寸前となり退職を申し出る。しかし、人事や上司から引き止められ、介護休業を提案され1年間取得。休業によって親子の心の余裕を取り戻し、長男のパニックは激減。現在はフルタイムへ復職し、係長へ昇進。

6. 官民連動の動き： サイボウズのプロジェクトと自治体連携

本ツールのリリースと連動し、企業や自治体でも保護者を孤立させないために働きかけていきます。

1 サイボウズ株式会社 「つづけるプロジェクト」

介護休業を正しく理解し活用に繋げるための合同勉強会を開催。さらに、企業の会議室や社宅、保養所などの遊休資産を活用し、不登校の子どもたちが放課後に安心して過ごせる「居場所」を創出する取り組みに着手する予定（同日同会場にて関連の記者会見があります）

2 自治体と連携した情報提供へ

プロジェクトに賛同する市長・教育長らと協議を進め、自治体を通じて不登校家庭に介護休業制度の情報を届けるため、具体的な周知方法を検討していきます。

賛同人 草地博昭（静岡県磐田市長）

賛同人 福田晴一（東京都北区教育長）

賛同人 竹内延彦（長野県山ノ内町教育長）

サイボウズ株式会社 | PRタイムズプレスリリース（記者限定公開）

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000024.000153369.html>

7. 監修者・賛同人のコメント

後藤 宏 氏

(社会保険労務士／監修)

「不登校の保護者が離職を選ばざるを得ない状況を防ぐには、企業や職場の理解と、柔軟な支援制度が欠かせません。育児・介護休業や休暇制度をはじめとする既存の仕組みも、正しく知り、活用することで大きな支えになります」

内田 良 氏

(大学教授／賛同人)

「不登校は中学生よりも小学生で増加ペースが早く、日中家庭で付き添わざるをえないケースも増えていると推測されます。不登校を学校教育上の課題にとどめず、家庭の困難としても捉える必要があります」

小室淑恵 氏

(ワーク・ライフバランス 代表取締役社長／賛同人)

「子どもの不登校は朝になってみないと状況が読めません。同僚に迷惑をかけるまいというプレッシャーから子どもに登校を強いてしまうこともあります。先が見えない状況で親は本当に苦しく、仕事と育児の両立など『無理だ』と思ってしまいがちです。介護休業制度を活用できることを広め、多様な取組を活用していく必要があります」

そのほか前述した市長・教育長に加えて、村木厚子氏（元厚労省事務次官）、東ちづる氏（俳優）、中川翔子氏（歌手）、本田秀夫氏（精神科医）、苫野一徳氏（哲学者）、長谷川敦弥氏（LITALICO代表取締役）、中村尊氏（フリースクール全国ネットワーク代表）なども賛同人になっています。

8. 不登校初期の孤立を防ぐ支援策

調査によると、学校内外の専門機関に相談できていない不登校家庭が全体の4割近くに上り、親子が社会から孤立する要因となっています。本ツールでは、介護休業の手続きにとどまらず、以下の初期支援策へのハブとなることも目的としています。

■本ツールで紹介する相談先／初期支援策の一例

不登校に関する地元の相談窓口（文科省）

文科省が提示している自治体ごとの不登校の相談先

https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/06112214.html

学校休んだほうがいいよチェックリスト

子どもに今、本当に休みが必要な状態なのかを客観的に判断する無料のオンラインツール。（運営：本プロジェクトメンバー）

<https://branchkids.jp/lp/oyasumi-checklist>

不登校の親ネット

孤立しがちな保護者がオンライン（LINE）でつながり、情報交換ができる無料コミュニティ。（運営：本プロジェクトメンバー）

<https://branchkids.jp/articles/lineoyonet>

■ 本記者会見・主催団体について

会見当日では、以下の発起人らが登壇し、ツールの説明、不登校家庭を取り巻く環境の解説します。

石井しこう

不登校ジャーナリスト。自身も不登校を経験。NPO等で400名以上の不登校当事者や親、著名人への取材を重ねる。<https://futokoshiko.com/>

中里祐次 (Branch)

発達障害・不登校の子どもたちが「好き」で安心とつながりを育むオンラインコミュニティ「Branch」を立ち上げ、運営。これまで累計1,000家庭以上のご家庭が利用しています。<https://branchkids.jp/>

キズキ共育塾

(株式会社キズキ)

不登校や中退を経験した方を勉強とメンタルの両面でサポートする完全個別指導塾「キズキ共育塾」等を運営。<https://kizuki.or.jp/>

会見時の
座席表

記者席

映像カメラスペース

記者席



登壇者スペース



精神科医
河合佐和

社会保険労務士
後藤宏

不登校ジャーナリスト
石井しこう

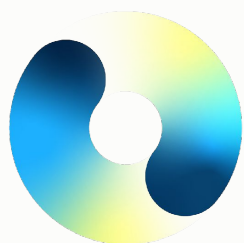
Branch
中里祐次

キズキ共育塾
阿部莉久

本件：お問い合わせ先

「不登校のための介護休業活用ツール」プロジェクト（キズキ共育塾・担当 伊藤）

メール media@kizuki.or.jp



不登校のための
介護休業活用ツール

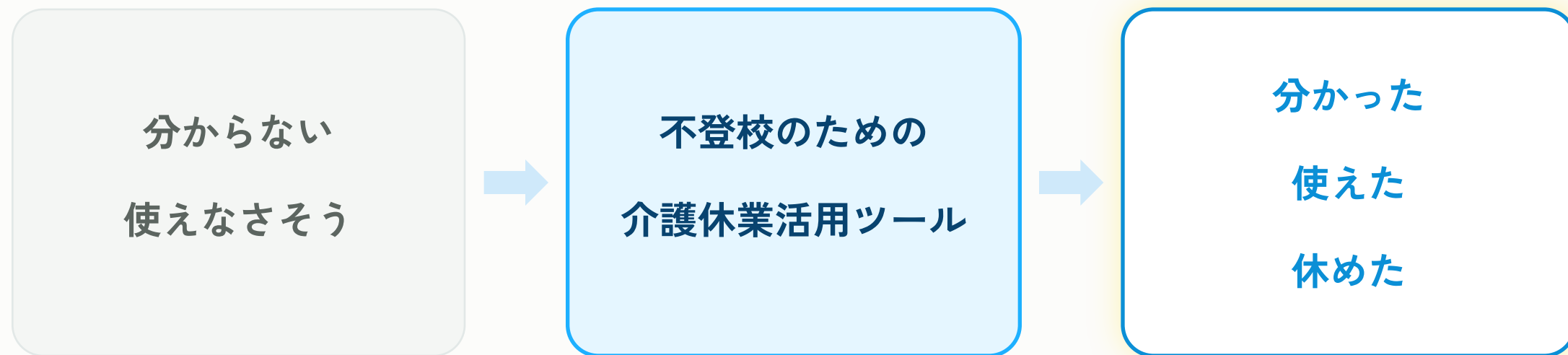
記者会見資料

2026年8月26日

不登校のための介護休業活用ツール

中里 祐次 (Branch)

このツールが変えること



「分からない」＝制度への誤解／「使えなさそう」＝会社に出すフォーマットが存在しない。

この2つを、ツールが一度に解きます。

不登校35万人。その陰で親も離職を迫られる

353,970人



19.93%

小・中学校の不登校児童生徒数

(2024年度・過去最多／12年連続増加)

子どもの不登校で退職した母親の割合

= 母親の5人に1人

不登校は、子どもだけの問題ではなく、親の仕事の問題になっています。父親の退職は**0.67%**。

しわ寄せは、母親に集中しています。

出典：文部科学省「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(2025年10月29日公表)

出典：NPO法人キーデザイン「不登校離職実態調査2026」(2026年7月9日発表・回答数1,234件)

「辞める」選択しかなかった親たち

95.4%

仕事と子育ての両立が
「大変だった」

84.1%

仕事を「辞めたい」と
思ったことがある

50.3%

世帯の収入が減った

- 「うちの会社では通らないだろう」と、思い込むしかなかった
- 急な休みのたびに有給が減り、使い切って、辞めるしかなかった

これは個人の問題ではありません

休めなかった人の負担は、家庭だけで抱えるものではなく、社会の課題です。

「介護休業」が使いづらいさまざまな問題

制度はほとんど知られておらず、

会社に申請する「紙」を用意するのも大変な現状

- 会社に提出する、子どもを対象とした介護休業のフォーマットが存在しない
- 一から書類をそろえるのに、大きな労力がかかる
- 制度が「自分には使えないもの」と誤解されている
- 結局会社を休めず、退職するしかなかった

不登校のための介護休業活用ツール



不登校のための
介護休業活用ツール

LINEで答えるだけで、
会社に提出できる申請書類が完成します。

シンプル・カンタン作成

LINEから、そのまま使えます。



休めると、家庭はこう変わる

親は

辞めずに、休める

収入もキャリアも失わずに、家庭を立て直す時間をつくれる



家庭は

余裕が、生まれる

朝の「行く・行かない」に、イライラではなく、優しさで向き合える



子どもは

安心して、過ごせる

「自分のせいで親が苦しんでいる」という重荷を、背負わなくて済む

累計1,000家庭以上と伴走してきた、Branchの実感

親御さんに余裕が生まれると、お子さんの表情が変わり、安心して休めるようになります。

その変化を、私たちは何度も見てきました。

① 制度を知る — 誤解を解く



制度説明画面

「自分には使えない」と
思われがちな部分を、先に説明します。

- 就業規則になくても使えること
- アルバイトでも使えること、など

工夫したポイント

制度説明はスキップできます。すでに知っている人を待たせません。

② 入力する — 子どもの状態は、具体例から選ぶ

9:34 申請フォーム | 介護休業
futoko-kyugyo.futoko-online.jp

1 2 3
入力 確認 完了

介護休業申出書の作成

入力は自動で保存されます。途中で閉じて、次に開いたとき続きから入力できます。

提出先

宛先*

〇〇株式会社 人事部御中 / 〇〇部長 様

会社・部署宛は末尾に「御中」、個人宛は「様」まで含めてご入力ください。

申出者の情報

申出日*

所属部署

営業部 / 〇〇課 など

入力画面

「どう書けばいいかわからない」を、
選ぶだけにしました。

- 3つのステップに分けて、迷わせない
- 子どもの状態を、具体例を見ながら回答する。
- 「行きしぶり（週に数回、行けない日がある）」のように選べる

工夫したポイント

入力は自動で保存され、エラーが出ても入力した内容は消えません。
通信が切れても、途中で閉じても、入力が残ります。

③ 確認して、PDFを受け取る

介護休業申出書

株式会社woody 様

【申出日】 2026年8月12日
【申出者】 所属
氏名 中里祐次

私は、下記のとおり介護休業の申出をします。

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	中里たろう
	(2) 年齢	12 歳
	(3) 本人との続柄	子(養子を含む)
	(4) 介護を必要とする理由	介護のためのサポート体制の確立
2 休業の期間	2026年8月29日 から 2026年10月29日 まで (職場復帰予定日 2026年11月2日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	【いる】・【いない】
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	0 回 0 日
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ある・【ない】
	意思の伝達	ときどきできない
	危険回避ができない等	ときどきできない
	物を壊したり衣類を破く等	できる
	認知・行動上の課題	できる
日常の意思決定	できる	

LINEで
カンタン作成

出力されるPDF

勤務先にそのまま出せる書類が、
LINE上で完成します。

- 入力内容を確認してから出力
- 申請書類がPDFで生成される

工夫したポイント

生成に少し時間がかかるあいだも、
待っていることが伝わる表示にしています。

④ 診断書ではなく、申立書

要介護状態に関する第三者による申立書
この書面は、申立人（第三者）がご記入ください。白い欄にご記入いただきます。

申立日： 年 月 日
様 （申出者の勤務先事業者名）

1 申立人 この書面を作成する方

申立人氏名	◎（押印は任意）
申立人所属先・肩書	
申立人と申出者（労働者） または対象家族との関係	（例：教員、スクールカウンセラー、医師、支援者、同僚、知人 など）
連絡先（電話・メール）	

2 介護休業申出者・対象家族

介護休業申出者の氏名	
対象家族の氏名	
対象家族と申出者との続柄	子 ・ その他（ ）
申立人が対象家族の状況を把握している期間	年 月頃 から □ 現在も継続している

私（申立人）は、面談、相談、診療、または日頃の関わり等を通じて把握している状況に基づき、対象家族の状態を下記のとおり確認したため、当該対象家族が要介護状態にあることを申し立てます。

※本書は申立人が把握した事実に基づく申立てであり、医学的診断又は法的適当性の最終判断を行うものではありません。
※ご記入は、申立人が把握されている範囲で差し支えありません。判断が難しい項目は空欄で結構です。

記

3 対象家族の状態 該当する番号の口に✓を付してください

対象家族の状態	該当するものに○
【意思の伝達】 例）強い対人恐怖があり、親以外との意思疎通ができない	☐ 1. できる ☐ 2. ときどきできない ☐ 3. できない
【危険回避ができないことがある】 例）外出すると戻れないことがある 例）日常生活において危険を適切に認識し、自ら回避できないことがある	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎回ある
【物を壊したり衣服を破くことがある】 例）周囲の見守りなしでは自傷行為を行うことがある ※3の枚数（「物を壊したり衣服を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎日ある
【認知・行動上の課題がある】 例）急な予定変更や環境変化などにより強い不安や混乱が生じ、日常生活に支障が生じることがある 例）特定の手順や習慣への強いこだわりにより、日常生活に支障が生じることがある	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎日ある
【日常の意思決定】 例）登校の可否や治療方針など、二択の問いかけであっても自らの判断を示せないことがある	☐ 1. できる ☐ 2. 本人に関する重要な意思決定はできない ☐ 3. ほとんどできない

※ 判断基準の考え方は次ページの（参考）をご覧ください。

- 1 / 2 -

申立書

診断書が用意できなくても、申立書で申請はできます。

- 診断書ではなく「申立書」を使えます
- 医師だけでなく、同僚や学校関係者、フリースクール代表などにも依頼できる

工夫したポイント

医師

同僚

学校関係者

フリースクール代表

でもOK

「あのとき休めて助かった」が、あふれる社会へ

-  LINEで入力するだけで、会社に提出できる書類ができる
-  会社を休めて、お子さんとご家庭の環境を整えられる
-  有給を使い切って辞めるしかなかった人が、働き続けられる

育休が定着したように

「不登校のための介護休業」を、当たり前の選択肢にしていきます。

わたしたちが目指すもの

**不登校の子どもを支える家庭が、
仕事と子育ての両立を諦めなくて済む社会へ。**

孤立から、つながりへ

保護者が孤立せず、必要な制度や
支援とつながれる状態をつくりま
す。

家庭と社会をつなぐ

保護者と制度のあいだに立つ、
架け橋になります。

支え続ける循環

一度きりの支援で終わらず、
働き続けることを支えます。



不登校のための
介護休業活用ツール